

保護者様

狭山市教育委員会

新型コロナウイルスの集団感染予防への対応徹底に関するお願い

日頃より保護者の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を講じながら、児童生徒の学びの保障のためにご協力頂いていることに、重ねて感謝申し上げます。

しかしながら、現在、新規陽性者数は高い水準で推移しており、今後は、インフルエンザとの同時流行などが強く懸念されます。

また、県内の小学校及び中学校においては、家庭内での感染が多く確認されており、その感染が広がる例として、同居家族に風邪のような症状があっても、児童生徒本人には症状が見られないために登校し、その後、本人の感染が判明し学級閉鎖になったり、学級や学年の児童生徒の兄弟や保護者も登校や出勤を控えることになったりすることもあるようです。

そこで、新型コロナウイルスのさらなる感染拡大に歯止めをかけ、児童生徒の学びを保障するために、改めてお子様本人だけではなく、同居家族の皆様につきましても、下記のように体調管理の徹底をお願いします。

記

1 登校前に必ず健康観察を行ってください。健康観察の結果、児童生徒に発熱等風邪の症状（健康観察票の症状）が見られるときは、登校させないでください。

- ・ 解熱後24時間を経過し、かつ風邪の症状が改善していたら登校することができます。その間は「出席停止」となります。

2 同居の家族に風邪症状（健康観察表の症状）が見られる場合も、登校させないでください。

- ・ その間は、児童生徒は「出席停止」となります。
- ・ なお、医師の判断が出ている場合には、医師の指示に従って下さい。
- ・ 家庭内でもマスクをすることで、家庭内感染を防ぐことにつながります。

3 児童生徒が濃厚接触者であることがわかったときは、登校させないでください。

- ・ 濃厚接触者は、保健所が判断します。
- ・ 濃厚接触者については、感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して2週間の出席停止となります。登校については、2週間後の状況により判断しますので、学校や保健所等に相談してください。

4 児童生徒及び教員の中で罹患者が発生した場合は、学級閉鎖等を実施します。

- ・ 登校については、学校から家庭に連絡します。
- ・ 罹患者や濃厚接触者等は、医師や保健所から、登校の許可があるまで出席停止となります。

※裏面、埼玉県保健医療部感染症対策課発行の「もし、発熱したら」もお読みください。